

海技免状・小型船舶操縦免許証等の弾力的な運用について

(新型コロナウイルス感染症対策に伴う船舶職員及び小型船舶操縦者法等関連事務の取扱いについて)

令和2年5月20日

最終更新 令和4年4月15日

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染症対策に関連して船舶職員及び小型船舶操縦者法等関連事務のうち、書類の作成について、外出の自粛、更新講習の中止などでやむを得ない事情により申請等ができなかった場合にかぎり適用します。この適用を受けて申請を行う方は、当該やむを得ない事情を記載した書類の提出をしてください。

2. 弾力的措置の内容

(1) 申請等の実施猶予

令和2年2月17日以降**令和5年3月31日**までに行われる申請等であって、上記1.のやむを得ない事情により定められた期限を超えて行われるものについては、当該期限の到来日に申請等が行われたものとします。

【例1】 海技免許又は操縦免許の申請は、試験合格日以後1年以内に申請をしなければならないところ、1年を超えて行われる当該申請については、当該合格日から1年となる日に申請されたものとします。

【例2】 海技免状又は操縦免許証（以下「海技免状等」という。）の有効期間の更新申請は、有効期間満了日以前1年以内にしなければならないところ、有効期間満了日を超えて行われる当該申請については、当該海技免状等の有効期間満了日に申請されたものとします。

【例3】 登録船舶職員養成施設の登録は当該登録の期間が満了する日までの間に更新を受けなければ効力を失うところ、当該登録の期間が満了した後に行われる当該登録の更新申請については当該登録の期間が満了する日に申請されたものとします。

【例4】 登録小型船舶教習所は毎事業年度経過後3月以内に財務諸表等を作成しなければならないところ、3月を超えて作成される財務諸表等については、当該事業年度経過後3月となる日に作成されたものとします。

(2) 申請に対する添付書類等における期限等の猶予

令和2年2月17日以降**令和5年3月31日**までに行われる申請であって、その添付書類等において一定の期間又は一定の期限を要件としているにも関わらず上記1.のやむを得ない事情により当該期間又は期限を超えているものについては当該期間又は期限を超えていないものとします。

【例1】 操縦免許証の有効期間の更新申請において、申請日以前3月以内に登録操縦免許証更新講習の課程を修了しなければならないところ、3月を超えた当該課程の修了についても申請日以前3月以内に当該課程を修了したものとします。

【例2】 操縦免許証の有効期間の更新申請において上記(1)により有効期間満了日を申請日として取り扱う場合、有効期間満了後に登録操縦免許証更新講習の課程

を修了したものについても申請日以前3月以内に修了したものとします。

【例3】 操縦免許証の有効期間の更新申請において、海技士身体検査証明書については申請日以前3月以内に指定医師により受けた検査結果を記載したものでなければならぬところ、3月を超えた検査結果についても申請日以前3月以内の検査結果が記載されているものとします。

【例4】 海技試験の受験資格である乗船履歴について、試験開始期日の前5年以内のものが含まれていなければならないところ、5年以内のものが含まれていない乗船履歴についても試験開始期日の前5年以内のものが含まれているものとします。

【例5】 登録小型船舶教習所の課程を修了した者が受験する操縦試験において、操縦試験の開始日前1年以内に当該課程を修了しなければ学科試験及び実技試験が免除とならないところ、試験開始日前1年を超えた当該課程の修了についても試験開始日前1年に当該課程を修了したのものとして取り扱い、学科試験及び実技試験を免除します。

■更新申請関係

上記1. のやむを得ない事情により、海技免状等の有効期間の更新申請を更新期限内に行うことが困難であるが、船舶職員として乗り組むこと又は小型船舶操縦者として乗船することが不可欠である旨の申出を受けたときは、更新可能期限を記載した有効期間更新手続中シールを当該海技免状等に貼付します。

その後、更新可能期限を超えて当該やむを得ない事情が継続する見込みである旨の申出を受けたときは、有効期間更新手続中シールを再び貼付することができます。

なお、更新可能期限は、原則として海技免状等の有効期間の満了日又は更新可能期限の到来日から3月以内とします。ただし、乗船期間や更新講習の開催予定等に鑑み、やむを得ない場合は、この限りではありません。

■海技試験の受験申請関係

下記理由により、試験科目の全部又は一部の試験を受験できなかった方は、理由書を提出することにより、添付書類一式の返却を受けることができます。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患したことを診断された方
- (2) 保健所より外出自粛の指示を受けており、受験日当日において解除されていない方（例：保険所により、新型コロナウイルス感染症患者の「濃厚接触者」と判断され、自宅待機を指示されており、受験日当日の外出が困難）
- (3) 受験日において、新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる症状（息苦しさ（呼吸困難）強いだるさ（倦怠感）発熱や咳などの風邪のような症状）のある方
- (4) 政府や地方自治体により緊急事態宣言や外出自粛要請が発令され、受験日において外出を控えなければならない方

この場合、返却された申請書類（海技士国家試験申請書を除く。）は、受験できなかった試験の以後6ヶ月以内に行われる海技士国家試験（受ける予定であった試験の次回もしくは次々回の試験）において、1回限り有効なものとして使用でき、当該試験にかかる手数料（筆記・身体検査・口述）のうち該当する部分については不要です。

■その他

よくある質問についてQ & A形式で下記URLから確認できます。(「やむを得ない事情を記載した書類」を様式化したものも掲載してあります。)

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr10_000027.html

なお、詳細その他ご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

四国運輸局 船員労働環境・海技資格課

TEL: 087-802-6831 FAX: 087-802-6835